

足立区教育委員会会議録

会議名	平成27年第11回足立区教育委員会定例会					
開会月日	平成27年11月12日(木)	場所	教育委員会室			
会議時間	(開会) 午前・ 午後 3時00分		～	(閉会) 午前・ 午後 3時40分		
休憩時間	①(休憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
	②(休憩) 午前・午後 時 分 ～		～	(再会) 午前・午後 時 分		
委員 の 出席	教育長	定野 司	出席	委員	桑原 勉	出席
	委員	小川 正人	出席	委員	小川 清美	出席
	委員	花岡 恵三	出席	出席者5名、欠席者0名		
出席 議員 の 説 明	山本 聖志	教育次長	出席	伊藤 良久	子ども家庭部長	出席
	森 太一	学力定着推進担当課長	出席	山根 晃	子ども家庭課長	出席
	飯塚 尚美	幼児プロジェクト推進担当課長	出席	松野 美幸	待機児ゼロ対策担当課長	出席
	宮本 博之	学校教育部長	出席	小山 幸俊	子ども・子育て支援課長	出席
	杉岡 淳子	教育政策課長	欠席	後藤 英樹	子ども・子育て施設課長	出席
	太田 照生	学校適正配置担当課長	出席	寺島 光大	青少年課長	出席
	稲本 望	学校施設課長	出席	西野 知之	こども支援センターげんき所長	出席
	山田美砂緒	学校改築担当課長	出席	渡邊 勇	こども支援担当課長	出席
	山中 寛	学校改築担当課長	出席	永井 章子	生涯学習振興公社事務局長	出席
	望月 義実	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	山杉 正治	衛生管理課長	出席
	浮津 健史	教育指導室長	出席			
	山崎 恵子	教職員課長	出席			
書記	清水 均	庶務係長	佐々木 直	庶務係主査	楠山 慶之	教育政策担当係長
	秋元 康裕	教育政策担当係長				
傍聴者	1名					
会議 に 付 し た 議 題	別紙、会議次第の通り。					

平成27年11月12日

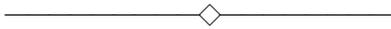
足立区教育委員会

午後 3 時 0 0 分開会

○教育長 ただいまから本年第 1 1 回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

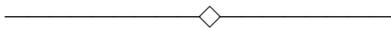
まず、本日の出席委員数ですけれども、定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



○教育長 初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に小川正人委員、小川清美委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。



○教育長 それでは、日程第 1、第 8 3 号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第 1、第 8 3 号議案 足立区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則について。

以上。

○教育長 第 8 3 号議案について、伊藤子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 それでは、私から第 8 3 号議案 足立区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則についてをご説明申し上げます。

お手元資料の 1 ページをご覧くださいのですが、この改正に至った経緯を、該当事案に沿いながらご説明をさせていただきます。

この改正に至った事案でございますけれども、保育ママのお 1 人がご家庭の都合でお辞めになるということで、この場合、児童福祉法第 2 4 条第 5 項の規定により、区が措置をしなければなりま

せん。要するに、ほかの保育施設に入れなければならないということで、対象のお子さんがお 2 人いたのですけれども、緊急に近隣の保育園に入所措置をいたしました。

その費用につきましては、やはり児童福祉法の中で、区市町村が支弁することになっているのですけれども、同時に能力に応じて負担を求めることができるという条文がございまして、保育料を徴収するということになるわけでございますけれども、こういった措置のときに保育料を徴収する規定がこの細則の中になかったということで、改めてここに追加をするということでございます。3 ページにありますように、この新旧対照表の「改正後」でございますけれども、利用者負担条例を準用して、保育料を徴収することができるという規定を設けたというものでございます。

私からは以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

第 8 3 号議案について、ご質問、ご意見がございましたらば、委員の発言をお願いいたします。

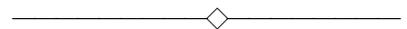
何かご質問ありますか。

(なし)

ないようでございますので、これより第 8 3 号議案 足立区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり決することにいたします。



次に、日程第 2、第 8 4 号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長 日程第 2、第 8 4 号議案 足立区教育

財産の用途廃止の承認について。

以上。

○教育長 第84号議案について、宮本学校教育部長から説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の5ページ、第84号議案説明資料をご覧いただきたいと思います。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

提案理由につきましては、旧千寿第五小学校を仮校舎として活用していた足立小学校が、本年4月から新校舎に移転したことに伴いまして、旧千寿第五小学校の土地、建物等について、教育財産としての用途を廃止するためでございます。

廃止する財産は、2に記載のとおりでございます。用途廃止年月日は、平成27年12月14日でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

第84号議案について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ご質問ございませんか。よろしいですか。

(なし)

ないようですので、これより第84号議案、足立区教育財産の用途廃止の承認についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第3、第85号議案並びに日程第4、第86号議案は、保育園の指定管理に関する議案ですので、まとめて審議したいと思います。

庶務係長。

○庶務係長 日程第3、第85号議案 足立区立五反野保育園の指定管理者の指定について。日程第4、第86号議案 足立区立青井保育園の指定管理者の指定について。

以上。

○教育長 第85号議案、第86号議案について、伊藤子ども家庭部長から説明をお願いいたします。子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 私から、まず、第85号議案の説明をいたします。

本議案でございますが、五反野保育園の指定管理者を指定するということございまして、それをお諮りするものでございます。

資料の6ページに議案書がございます。7ページでご説明申し上げます。

平成29年4月に指定管理者による管理の予定となっております区立五反野保育園の指定管理者の候補につきまして、「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」におきまして選定をし、答申を受けました。

その後、労働条件審査の報告を受け、下記のとおり選定いたしましたので報告いたします。

まず、選考の過程でございますけれども、提案者につきましては、3事業者ございました。3事業者すべてに第一次選考の書類審査をし、第二次選考に持っていきました。第二次選考ではプレゼンテーション、それから園長ヒアリング等を行いまして、第二次プレゼンテーションで1者を決めたものでございます。

その後、労働条件審査を経まして、正式に第1順位として決定いたしました。

決定した事業者でございますが、「日本保育サービス」でございます。

所在地は名古屋市でございます。23区内でも記載にあります保育園を開設しているものでございます。

審査結果につきましては、8ページに記載がございますけれども、78.76%の点数をとっております。

今後のスケジュールでございますが、本日、教育委員会で議決をいただいた後、第4回足立区議会定例会に案件を提出する予定でございます。

議決後は、平成28年4月からの引き継ぎ保育を経て、平成29年4月から指定管理者として開園する予定でございます。

続きまして、9ページをお開けください。第86号議案でございます。

こちらにつきましては、足立区立青井保育園の指定管理者が期間満了になりましたので、その後の指定管理者を選定するものでございます。

10ページでございます。先ほどの五反野保育園と同様の過程を経まして決定したものでございますけれども、本事業に関しましては、1者の事業者のみ提案がございました。

この1者につきまして、書類審査とプレゼンテーション、園長ヒアリング等を行いまして決定したものでございます。

決定した事業者につきましては、社会福祉法人からしだねでございます。足立区梅島に本部がございます。

現在、うめだ「子供の家」、うめだ・あけぼの学園を経営しております。

審査結果につきましては、11ページに記載がございますけれども、86.38%という点数をとっております。

こちらは従前の事業者でございまして、引き続き、この後、10年間指定管理を行うというものでございます。

同じ事業者ですので、このケースにつきましては、引き継ぎ保育がございませんので、議会に提案し、引き続き平成29年4月1日から指定管理者として管理を行う予定でございます。

私からは以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。第85号議案並びに第86号議案について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

小川清美委員。

○小川（清）委員 第86号議案は、既に管理しているところが、また86.38%という高得点というのでしょうか、これは本当によかったなと思います。

前の第85号議案では、3者あって、一番得点が高い日本保育サービスに決まったということで、これはこういう方式でいくから仕方がないですが、こういう審査で、私、いつも思うのですが、A社という次点のところの8ページの評価項目の点数をちょっと見ていただきますと、第一次審査の書類審査はみんな通ったということで、第二次審査でプレゼンをやっていただいて、「1 施設運営の取り組み」「2 保育・教育の取組みの考え方」、特に「3 園長予定者ヒアリング・園長の適性」「4 地域との交流」「5 利用者の利便性」「6 人材育成・職員の管理」、ここまで全部A社の方がいいのですね。それで、どこが違うかということ、結局、一番点数の差が開いていくのが、「8 運営の安定性」なのです。

区は一番考えるのですね、運営の安定性を。これはどこの区でもそうです。

日本保育サービスは株式会社ですから、それなりに運営の安定がなかったら株式会社はやっていけないので、どうしてもこういうところが「運営の安定性」の点数が高くなります。でも本当に利用者のことを考えたら、どちらがいいのかしら。特に、株式会社の日本保育サービスとA社を比べると、園長予定者のところは相当点数が開いています。A社の園長予定者は、すばらしい方が見えたのだと思うのです。今回はこれで認めざるを得

ないと思うのですが、こういう審査をするときに、一体何を大事にしているかということで、例えば、この満点を600点とか1200点にしていますけれども、ここが大事というところは、例えば、^{かける}×2とか、そういうことをしてもいいのではないかなという提案です。

これは指定期間が10年なのですよね。足立区はとても長いのです。

日本保育サービスはいろいろなところでこれだけやっていますから、10年間、それなりにやっていると一方、ここは北海道から九州、全国から人を集めてきますので、ここの近隣の人ではない人が保育者になっていくと思います。

ですから、そのあたりも10年間の中で、青井保育園みたいに10年やってまた続くみたいな保育園ならいいのですが、その10年間をどういうふうに見ていくかということ、やはりしっかりとやっていていただきたいという希望です。

○教育長 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長 この審査結果表をご覧になっていただきますと、満点のところは600点だったり、1200点だったりして、こういう形で、多少軽重はつけているところがございますけれども、確かにおっしゃるとおり、やはり内容というものは非常に重視しなければいけないということでございますので、この辺について、再度検討をさせていただきますと思います。

それと同時に、10年間の受注をした後、どういうふうに指導をしていくか、私どもでどういうふうに管理をしていくかということが非常に重要なポイントになるかと思っておりますので、来年度、指導検査体制をしっかりとつくっていく予定でございますので、その場でしっかりとした運営がされているかどうか、監視をしていきたいと思っております。

○教育長 よろしいですか。

ありがとうございました。

ほかにご意見があれば挙手をお願いします。

よろしいですか。

(なし)

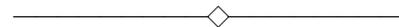
ないようですので、これより第85号議案、足立区立五反野保育園の指定管理者の指定について。第86号議案、足立区立青井保育園の指定管理者の指定についてを一括で採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり決することといたします。



次に日程第5、教育長報告を議題といたします。

今回、各担当から8件ありますけれども、ご報告をさせていただきます。

質疑は全部の報告が終わった後にいたしたいと思います。

①について、杉岡教育政策課長が都合により欠席のため、宮本学校教育部長をお願いいたします。

学校教育部長。

○学校教育部長 お手元資料の12ページをご覧いただきたいと思っております。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）として、弘道小学校を指定いたしました。

指定期間は、平成27年12月1日から4年間、委員の任期は2年間となります。弘道小学校の指定によりまして、コミュニティ・スクールは合計11校となります。

このうち、谷中中学校と第四中学校は、コミュニティ・スクールとしての当初の指定期間終了後、

再指定を行っております。

説明は以上でございます。

○教育長 次に②について、太田学校適正配置担当課長、お願いします。

学校適正配置担当課長。

○学校適正配置担当課長 それでは、資料13ページをご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

まず1番、鹿浜中学校と第八中学校の統合地域協議会の開催状況でございます。

次回、第13回を来年2月19日に予定してございます。これが、多分最後の協議会になるというところでございます。

議題は、「新しい学校づくりについて」。それと「開かれた学校づくり協議会について」を話し合う予定でございます。

2番、上沼田中学校と江北中学校の協議会開催状況でございます。

第7回を11月5日に開催いたしまして、第8回、次回を12月7日に予定してございます。

第7回で統合新校の新校舎の設計等についての協議を行いました。

次回、第8回で、校章、校歌の選考を行う予定でございます。

3番、「平成28年度入学者向け説明状況」ということで、学校説明会が10月15日から17日にかけて、対象校5校でございましたので、こちらで統合協議会についての情報提供、意見交換を行ってまいりました。

報告は以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

③について、稲本学校施設課長、お願いします。

学校施設課長。

○学校施設課長 お手元資料14ページをお開きください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

鹿浜五色桜小学校新築工事におきまして、建設発生土の運搬に先立ち地質調査を行ったので、下記のとおり調査結果について報告するものでございます。

まず、最初に「計画地における過去の有害物質の調査」でございますが、土壤汚染対策防止法第4条第1項及び都の条例第117条第1項による土地利用の履歴の届出を済ませたところ、本件用地には、調査による汚染の恐れはないという結果をいただいております。

2に記載のとおり、今回、工事に先立ちまして、掘削土、根切り土でございますが、こちらを処分する千葉県条例に基づき、この発生する残土を調査したところ、記載のとおりヒ素とフッ素につきましては、環境基準値を超える数値が出たところでございます。

この原因としましては、3番目に自然由来の調査、別紙1の部分で後ほどご覧いただければと思いますが、こちらで深度方向を10メートルまで掘削したところ、5メートルより下に当該物質及び六価クロムが出てきたということでございますので、本件につきまして、適切に処分をするところでございます。

また、自然由来であることが非常に高いということが環境省の記載のガイドラインにより明らかというところでございます。

今後は、適切に現状の敷地内で封じ込めを行う、または表層の土、これは花壇ですとか、学級菜園で子どもが直接手にさわるところ、ここは50センチほど土を入れ替えます。また、人口芝、たたきのところは、アスファルトあるいはコンクリートで封じ込めるというような対策を講じてまいります。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

次に、④について、浮津教育指導室長、お願い

します。

教育指導室長。

○教育指導室長 17ページをご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりです。

10月分、学校事故の状況の報告をさせていただきます。管理下6件、小学校3件、中学校3件になっております。

事故の内容として、交通事故3件、自動車、自転車、自転車の接触ということで、けがの報告がございました。

また、授業中の傷害、打撲等の事故ということで、体育の授業中のけが1点の報告を受けております。

それから、3番、休み時間、放課後、登・下校等の部活動におけるけが等に関して、アのところ、清掃終了後の休み時間、教室後方の壁に掲示するためにロッカーに上がった際に、体勢を崩して、3階の教室の窓から校庭に転落をしたという案件がございました。

頭部の裂傷、大腿骨の骨折となっておりますが、この児童に関しては、CT等で特に頭部に異常は認められませんでした。また、大腿部の骨折に関しても、11月6日に退院をしております。

この件については、校長会で全校長に状況の報告をして、安全対策、ストッパー等を窓につけるような指示をしているところでございます。

イ、バスケットボールの練習中のけがというところがございます。

3番、事故防止の指導については、繰り返しになりますが、交通事故の防止については、毎月、安全指導等で徹底をしてまいりたいと思います。

休憩時間、放課後等の事故に関しては、先ほどもお話ししましたように、再度学校に安全管理の徹底ということで、校内の安全の確認をするように指示をして、現在、安全対策を進めているところでございます。

今後の方針については、また保護者や地域と連携をして、安全に子どもたちが生活できるような環境をつくってまいりたいと思います。

私からは以上です。

○教育長 ありがとうございます。

次に⑤について、山根子ども家庭課長、お願いします。

子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 私からは、19ページのあだちっ子歯科検診における未通園児の対応について、ご報告をさせていただきます。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

今年度からあだちっ子歯科検診といたしまして、保育園や幼稚園の通園の有無にかかわらず、4歳から6歳までの児童について、年に1回、統一した基準で歯科検診を行っております。

このうち、保育園や幼稚園等の施設に通園していないお子さんについて、歯科検診を下記のとおり実施させていただきます。

保育園や幼稚園に通園している幼児につきましては、園において歯科検診を実施しているところでございます。

施設につきましては、保育園、認定こども園、幼稚園、認証保育所のいずれにも通っていない4歳児年少から6歳児年長のお子様になります。

対象の見込み数ですが、1,500名でございます。内訳は未通園のお子さんが900名、それから区外の通園児については600名という形で見込んでおります。

4歳から6歳までの全数が1万6,649人という人数になっております。

実施時期でございますが、平成28年1月5日から30日の1か月間の中で、実施場所につきましては、歯科医師会に属します220の歯科医院、6歳未満の診察を行っている医院ということで、実施場所について指定させていただいております。

こちらの実施方法ですが、12月中旬に該当のご家庭に通知を発送させていただきます。

また、あだち広報12月10日号及び区のホームページでも周知を図りまして、多くの方が検診を受けていただけるよう実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

次に、⑥と⑦について、後藤子ども・子育て施設課長、お願いします。

子ども・子育て施設課長。

○子ども・子育て施設課長 20ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりです。

平成28年4月に開設予定の家庭的保育者、以下「新規保育ママ」と呼びますが、この食事提供の延期についてご報告いたします。

「1 保育ママの給食提供の原則」ですが、新規保育ママにつきましては、認可基準に定める施設内調理が必須条件となります。

開設中の保育ママについては、経過措置として、平成31年度末まで、5年間の間に給食提供を行うこととなっています。

「2 給食提供実施の時期」ですが、新規保育ママの給食提供を1年延期しまして、平成29年度から実施することとします。

「3 給食提供延期の理由」です。

まず、本年7月から具体的に衛生管理やアレルギー対策の基準づくり等の検討を始めましたが、子どもの健康と生命にかかわる重要な事業であるということ、それから慎重かつ丁寧な対応が必要であること。そして、そのため、モデル事業を実施して、給食提供の安全性を検証する必要があるという理由から、1年間延期することとしました。

「4 平成28年4月開設の保育ママの位置付け」でございますが、これにつきましては、給食提供ができないということで、区の認可ができな

いため、特例としまして、開設中の保育ママの保育や施設基準と同じ条件かつ同じ利用方法による「足立区認定保育ママ」に位置づけます。

運営費や保育料等の取り扱いにつきましても、開設中の保育ママと同じ条件とします。

開設中の保育ママにつきましては、平成31年度末までに準備が整ったものから、順次、給食提供を開始いたします。

21ページをご覧ください。

「5 延期に伴う経費について」でございますが、都の補助金のみとなりますので、ご覧のとおりとなりまして、区の新たな負担としましては3,200万円となります。

問題点、今後の方針ですが、平成29年度実施に向けて、具体的で詳細な事業計画、スケジュールを策定してまいります。

また、給食提供のモデル事業や本格的な実施に向けて、開設予定者や開設中の保育ママへの説明、保護者への説明を丁寧に行ってまいります。

続きまして、22ページをご覧ください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

ただいまご説明いたしました新規保育ママについて、以下のとおり決定しましたのでご報告いたします。

11月6日開催の「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」におきまして、新規保育ママの認定候補者を選定して、これに基づいて平成28年4月開設予定事業者と決定いたしました。

開設予定の保育ママは、次の23ページに記載しております。

2の「審査会における選定方法について」ですが、給食提供を除く施設基準を満たして、かつ認定試験、保育所等での実習評価等による書類審査及び審査会における申請者ヒアリングによって、各項目がおおむね7割以上の得点を得た者を新規保育ママとしました。

なお、平成29年からは、給食提供が認可の条件となります。

「今後の方針」ですが、平成28年度保育施設の利用申し込みに向けて、新規保育ママについて、「保育施設利用申込案内」への名簿の挟み込み、区ホームページへの掲載、保育コンシェルジュによる説明等によって周知を図っていきます。

私からは以上です。

○教育長 ありがとうございます。

次に、⑧について、山杉衛生管理課長、お願いします。

衛生管理課長。

○衛生管理課長 24ページをお開けください。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

衛生部では、本事業につきましては、来年度本格実施を始めることになっております。

現在、各事業の充実を検討する内容をご報告させていただくとともに、子ども家庭部との連携によりまして、支援を行うための仕組みづくりを構築するものでございます。

本プロジェクトの内容はここに記載のとおりでございます。

また、26ページにA3の全体のイメージを示させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。

1から5につきましては、本プロジェクトの内容でございまして、1と5につきましては、新たな取り組みでございます。

2、3、4の3つにつきましては、拡充または強化という、こういうものを図っていきいたいという内容を記載した次第でございます。

25ページをご覧ください。

6番でございます。「きかせて子育て訪問事業」、これは子ども家庭部のこども支援担当課の内容でございます。

内容につきましては記載のとおりでございます。

「今後の方針」ですが、こちらの新たな訪問事業につきましては、平成27年度12月補正予算で計上を予定しています。

さらに、この訪問事業等を契機としまして、切れ目のない支援を行うとともに、児童虐待、また疾病の恐れのある場合につきましては、速やかに専門相談につなぐなど、関係機関と連携しながらこの事業を展開していきたいと考えております。

私からの報告は以上です。

○教育長 ありがとうございます。

ただいま8件、担当所管から報告がございました。これらにつきまして、ご質問、ご意見がございましたら、発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

小川正人委員。

○小川（正）委員 意見というよりも、ご相談です。

できれば教育委員協議会の場で、少し意見交換をさせていただければと思いますのでここで予め意見を述べさせていただきます。先ほどの報告の中で、弘道小学校の学校運営協議会の設置の指定というお話がありました。コミュニティ・スクールの指定校が増えることは非常に喜ばしいことなのですが、以前の教育委員会的时候にも触れたのですが、この間、国でこのコミュニティ・スクールを必置にするかどうかということをめぐる中教審の作業部会で議論してきています。当初、諮問された時には、おそらくコミュニティ・スクールは必置になって、それにかかわって、いろいろな法律改正も行われるだろうという見通しだったのですが、最終的には、今、取りまとめの答申案が出され、審議が継続中ですが、12月に正式な答申が大臣に提出されるという見込みです。その案の中身を見ますと、コミュニティ・スクールの必置ということではなくて、やはりまだコミュニティ・スクール自体、全国的に見ても、3,000校にも満たない、10%もいっ

ていない普及状況の中で、一斉に必置にするということは、かなり難しい面があるということで、文科省自体もかなり慎重になったらしく、今回は必置にはならないようです。

ただ、やはり地域と学校の連携をさらに推進していくために、さらなる設置を拡大していく方針のようですので、努力義務の形となり、また、コミュニティ・スクールがなかなか普及しない1つの大きな理由としてあった、いわゆる人事に関する意見の申し述べ等々については、弾力的に運用するというようにしてコミュニティ・スクール指定の要件を緩和するというのが答申案の内容になっているようです。

足立区の開かれた学校づくり協議会の実質的な活動の中身というのは、校長からの学校経営方針を受けて、それについて意見交換するとか、開かれた学校づくり協議会の方から、いろいろ学校に対する要望が出されるとか、また、学校評価等々もやっているような状況になりますので、コミュニティ・スクールにだいぶ近いものでもあります。実際、今まで開かれた学校づくり協議会^{プラス}＋コミュニティ・スクールという2階建てでやってきたことについては、それはそれとして評価はされるのですけれども、やっている当事者からはかなりやりづらいというような声もあります。今のよう
に開かれた学校づくり協議会をベースにして、各学校の判断でコミュニティ・スクール指定を申請するという、そういう手続きでもって、コミュニティ・スクールの拡充ということでやってきていたわけですけれども、今、言ったような国のいろいろな動きを見ると、人事権のところクリアできれば、足立区の今までのやり方は、そろそろ変えてもいいのではないかなと思います。少し、今までのやり方を見直すこと等を12月に中教審答申が出ますので、それを見ながら、その辺の議論を1回やっておいたほうがいいのではないかなと

思います。

それともう1つ、別にこれは答申に書いているからといって、足立区でやる必要はないのだけれども、例えば、今、コミュニティ・スクールとか、開かれた学校づくり協議会の担い手が不足しているということで、今度の答申では、担い手が不足する場合には、小中一貫学校等を含めて複数で1つのコミュニティ・スクールをつくって、複数で連携して、そういう地域と学校の連携の取り組みをすとか、そういう形態もかなり弾力的にやっ
ていいという方向にもなっているようですので、そうしたところも含めて一度、コミュニティ・スクールの指定の仕方と学校地域連携を促していくための次の手立てというところをそろそろ少し議論してもいいのかなと思いました。

それは、教育委員協議会の方で、時間があればぜひ答申を少し学習しながら、足立区としてどうするかということで総括しながら、次の手立てを考える機会をつくっていただければなと思います。
○教育長 ほかの委員の方にご異論がなければ、また別の機会に議論したいと思いますが、それよろしいでしょうか。

(なし)

○教育長 ありがとうございます。

小川清美委員。

○小川(清)委員 あだちっ子歯科検診における未通園児の対応のところ、4歳から6歳のところで約1,500名のお子さんたちがいるのですが、多分、これは後で統計をとると思うのですが、これで歯科検診を受けなかった人が何人ぐらいいてという、こちらが大事なかなと思っています。

切れ目のない支援の方は、例えば乳児健診未受診者のところへ電話をしたり、手紙を送ったりということをしていらっしゃるのですが、この歯科検診、特に子どもの口の中というのは虐待発見の手がかりということにもなっていますので、ぜひ

実態、1,500人はどうだったかということをしかりと調査しまして、そして受けていないお子さんのところにお電話するなり、お手紙を送るなり、何かそんなことをしておく、今度小学校につながっていくというふうに思いましたので、大変かもしれないですけども、よろしく願いしたいと思います。

○教育長 何か計画しているところがあれば。

子ども家庭課長。

○子ども家庭課長 今、委員がおっしゃられたとおり、こちらの場合、今、特に900人の未通園のお子さんが、どのような形でアクションというか、通っていただけるかということ。

それから、通われない理由とかも、アンケートで送り返していただくようなことを、今、準備を進めております。

このデータについては、当然のことながら、衛生部と連携しまして、3歳児の歯科検診のデータ等との突合、それから、就学前検診のところとの突合に至るまでのところで、未通園の方についての捕捉を進めていながら、教育委員会へも報告を行っていききたいというふうに考えております。

○教育長 よろしいですか。

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

桑原委員、お願いします。

○桑原委員 14ページになるのですけれども、今回の報告とは関係ないのですが、学校施設のお話で教えてください。

新聞、テレビ等で報道されております横浜のマンションを機に全国的にいろいろ問題になっていきます杭打ちの件なのですが、区内で何件かあるということと、あと小学校2校でしたか、ありましたよというようなことがわかっているのですけれども、その後、何か動きというか、データ流用とか、新たにわかったこと、また、重大なことがわ

かったというようなことは、あるのでしょうか。

○教育長 学校施設課長。

○学校施設課長 まず、当区では本当に大変ショックなことで私どもも驚いております。

西新井小学校で、やはり旭化成建材が施行した杭、7杭14本の杭について、データの流用が見つかったというところでございます。

全国的にそうした旭化成建材が施行した杭について、現在、旭化成建材と元請、こちらの両方が調べなさいという通知を国土交通省が出しておりますが、明日、全国3,040件でございますが、その中のどれほどの量が果たしてあるのかという発表をいたします。

しかしながら、足立区では、当該の施設は1つでございます。その後、また判明しているとか、そういったこともございませんので、今のところ、西新井小学校1件です。詳細、ほかのものにつきましては、明日、国土交通省の発表を待つというところでございますが、公共施設については、今のところはないとはっきり申し上げます。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。そのほか、いかがですか。

よろしいですか。

(なし)

それでは、報告事項を終了いたします。

それでは、以上をもちまして、本年第11回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時40分閉会

平成 27 年 第 1 1 回
足立区教育委員会定例会

日 時 平成 27 年 1 1 月 1 2 日 木曜日 午後 3 時 0 0 分開議
会 場 足立区教育委員会室

1 議事日程	頁
日程第 1 第 8 3 号議案 足立区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則について	1
日程第 2 第 8 4 号議案 足立区教育財産の用途廃止の承認について	4
日程第 3 第 8 5 号議案 足立区立五反野保育園の指定管理者の指定について	6
日程第 4 第 8 6 号議案 足立区立青井保育園の指定管理者の指定について	9
日程第 5 教育長報告	

2 報告事項

- ① 足立区立弘道小学校の学校運営協議会設置校の指定について
《杉岡 教育政策課長》… 1 2
- ② 足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について
《太田 学校適正配置担当課長》… 1 3
- ③ 鹿浜五色桜小学校新築工事における建設発生土の地質調査結果について
《稲本 学校施設課長》… 1 4
- ④ 学校事故報告について（平成 27 年 1 0 月分）
《浮津 教育指導室長》… 1 7
- ⑤ あだちっ子歯科健診における未通園児等の対応について《山根 子ども家庭課長》… 1 9
- ⑥ 平成 28 年 4 月開設予定の家庭的保育者（保育ママ）の給食提供の延期について
《後藤 子ども・子育て施設課長》… 2 0
- ⑦ 平成 28 年 4 月開設予定の足立区認定保育ママの決定について
《後藤 子ども・子育て施設課長》… 2 2
- ⑧ 切れ目のない産前産後支援事業の充実について（あだちスマイルママ&エンジェ
ルプロジェクト「A-SMAP」）
《山杉 衛生管理課長》… 2 4

3 その他報告資料

- ① 公募型プロポーザル方式による学校管理委託業務の業者選定について [教育政策課]…27
- ② 「足立オールおいしい給食ウィーク」の実施について [おいしい給食担当課]…28
- ③ ビューティフル・スクール運動について [教育指導室]…29
- ④ 平成 28・29 年度 青少年委員の推薦について [青少年課]…31
- ⑤ 行事实施結果・実施予定 [青少年課]…32
- ⑥ 行事实施結果・実施予定 [生涯学習振興公社]…34

第 8 3 号議案

足立区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則について
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

足立区児童福祉法施行細則（昭和 6 2 年足立区規則第 2 3 号）の一部
を次のように改正する。

第 3 1 条を第 3 2 条とし、第 3 0 条の次に次の 1 条を加える。

（保育の措置に係る費用の徴収）

第 3 1 条 法第 2 4 条第 5 項又は第 6 項の規定による措置に係る法第
5 6 条第 3 項の規定に基づく本人又はその扶養義務者から徴収する
費用は、措置した施設及び事業ごとに応じ、足立区特定教育・保育施
設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成 2 7 年足
立区条例第 3 7 号。以下「利用者負担条例」という。）別表第 1 から
別表第 1 1 までを準用する。

2 前項の費用の減額又は免除は、利用者負担条例第 9 条の規定を準用
する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法における保育の措置に係る費用徴収について、規定を整備
する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第 8 3 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日

件 名	足立区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課
内 容	<p>1 改正の理由 児童福祉法における保育の措置に係る費用徴収について、規定を整備する必要があるため。</p> <p>2 主な改正内容 児童福祉法の規定による保育の措置に係る費用徴収について、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成 2 7 年足立区条例第 3 7 号）の規定を準用する。</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
今後の方針	

足立区児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

改 正 前	改 正 後
<p>第 1 条～第30条 （省略）</p> <p>（書類の様式）</p> <p>第31条 福祉事務所長は、特に必要と認めるときは、あらかじめ区長の承認を受けて、この細則に定める様式の一部を変更して用いることができる。</p>	<p>第 1 条～第30条 （省略）</p> <p><u>（保育の措置に係る費用の徴収）</u></p> <p>第31条 法第 2 4 条第 5 項又は第 6 項の規定による措置に係る法第 5 6 条第 3 項の規定に基づく本人又はその扶養義務者から徴収する費用は、措置した施設及び事業ごとに応じ、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成 2 7 年足立区条例第 3 7 号。以下「利用者負担条例」という。）別表第 1 から別表第 1 1 までを準用する。</p> <p>2 前項の費用の減額又は免除は、利用者負担条例第 9 条の規定を準用する。</p> <p>（書類の様式）</p> <p>第32条 福祉事務所長は、特に必要と認めるときは、あらかじめ区長の承認を受けて、この細則に定める様式の一部を変更して用いることができる。</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

第 8 4 号議案

足立区教育財産の用途廃止の承認について
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育財産の用途廃止の承認について
下記のとおり教育財産の用途廃止を承認する。

記

1 用途廃止する教育財産

名 称	旧千寿第五小学校
所 在 地	足立区足立一丁目 1 3 番 1 0 号
種 類	別紙のとおり
名 称	別紙のとおり
数 量	別紙のとおり
価 格	別紙のとおり
用途廃止の日	平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日

(提案理由)

旧千寿第五小学校の廃校に伴い、教育財産の用途廃止をする必要があるので、この案を提出いたします。

第 8 4 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日

件 名	足立区教育財産の用途廃止の承認について			
所 管 部 課 名	学校教育部 学校施設課			
内 容	1 提案の理由 旧千寿第五小学校の廃校に伴い、教育財産の用途廃止をする必要がある ので、この案を提出いたします。			
	2 用途を廃止する財産 名 称 旧千寿第五小学校 所 在 地 足立区足立一丁目 1 3 番 1 0 号			
	種 類	名 称	数 量	価 格 (円)
	土地		6, 553. 32 m ²	950, 116, 000
	建物	校舎 1	917. 00 m ²	33, 514, 000
	建物	校舎 2	2, 145. 65 m ²	82, 603, 000
	建物	校舎 3	864. 00 m ²	39, 607, 000
	建物	校舎 4	1, 681. 45 m ²	95, 134, 000
	建物	給食倉庫	14. 00 m ²	128, 000
	建物	給食付属室	14. 00 m ²	571, 000
	建物	倉庫	19. 00 m ²	565, 000
	建物	倉庫 2	3. 65 m ²	136, 000
	建物	倉庫 3	10. 00 m ²	331, 000
	建物	プール付属室	44. 46 m ²	7, 749, 000
	建物	陶芸小屋	11. 00 m ²	785, 000
	工作物	門	4 基	225, 000
	工作物	水飲場	3 基	138, 000
	工作物	雑工作物	1 基	594, 000
	工作物	かこい (ステンレス塀)	333. 60m	9, 973, 000
	立木	樹木 (そめいよしの他)	70 本	344, 000
	3 施行年月日(用途廃止日) 平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日			
今 後 の 方 針	教育委員会で議決後、足立区公有財産規則に基づき、資産管理課長あて行政財産の用途廃止について協議し、資産管理部に引き継ぐ。			

第 8 5 号議案

足立区立五反野保育園の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立五反野保育園の指定管理者の指定について
足立区立五反野保育園の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 施設の名称 足立区立五反野保育園
- 2 指定管理者 愛知県名古屋市東区葵三丁目 1 5 番 3 1 号
株式会社 日本保育サービス
代表取締役 荻田 和宏
- 3 指定の期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 9 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

保育所の指定管理者を指定する必要があるので、足立区における保育の利用等に関する条例第 2 6 条の規定に基づき、この案を提出いたします。

第 8 5 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日

件 名	足立区立五反野保育園の指定管理者の指定について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課
内 容	<p>平成 2 9 年 4 月に指定管理者による管理となる区立五反野保育園の指定管理者候補者について、「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」の答申及び労働条件審査の報告を受け、下記のとおり選定した。ついで、候補者を指定管理者として指定するため、区議会へ提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 区立五反野保育園の指定管理者候補者決定について</p> <p>(1) 提案書の提出事業者 3 事業者</p> <p>(2) 第一次審査対象事業者 3 事業者</p> <p style="padding-left: 2em;">*基準点を超えた 3 事業者を第二次審査の対象とする。</p> <p>(3) 第二次審査対象事業者 3 事業者</p> <p>(4) 第二次審査プレゼンテーション等参加 3 事業者</p> <p>(5) 労働条件審査対象事業者 第二次審査での第一順位事業者</p> <p>(6) 指定管理者候補者決定は以下の事業者とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">【決定事業者】</p> <p style="padding-left: 4em;">名 称：株式会社 日本保育サービス</p> <p style="padding-left: 4em;">所 在 地：愛知県名古屋市東区葵三丁目 1 5 番 3 1 号</p> <p style="padding-left: 4em;">代表取締役：荻田 和宏</p> <p style="padding-left: 4em;">現在運営施設：アスク関町北保育園（練馬区）</p> <p style="padding-left: 8em;">アスクもんなか保育園（江東区）</p> <p style="padding-left: 8em;">アスクうのき保育園（大田区）、他</p> <p style="padding-left: 4em;">審 査 結 果：別紙・審査結果表のとおり</p> <p>2 今後のスケジュール予定</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 2 7 年 1 1 月 教育委員会提出</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 2 7 年 1 2 月 議会審査</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 2 8 年 4 月 引継ぎ保育開始</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 2 9 年 4 月 指定管理者園として開園</p>
今後の方針	指定管理者候補者として選定した事業者を指定管理者として指定するため、本案議決後、第 4 回足立区議会定例会に提出する。

五反野保育園指定管理者審査結果表（第二次審査会対象事業者）

* 第一次審査会 H27.8.28

* 第二次審査会 H27.9.14

		第一次審査会（書類審査）								第二次審査会（プレゼンテーション等）									総合得点			
		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	9	第一次審査会得点	第二次審査会得点	総合得点	得点率 (%)
評価項目	事業計画・保育園運営	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	9				
	保育サービス																					
	職員管理																					
	危機管理																					
	園児の健康管理																					
	経営の安定性																					
	区内事業者への割合加算																					
	ワークライフバランス割合加算																					
	施設運営の取り組み																					
	保育・教育の取組みの考え方																					
	園長予定者ヒアリング・園長の適性																					
	地域との交流																					
	利用者の利便性																					
	人材育成・職員の管理																					
	施設の管理運営体制																					
	運営の安定性																					
	既存園の実地調査																					
	満点	960	400	560	720	560	800			600	1,200	1,200	600	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	4,000	9,600	13,600	100%
1	日本保育サービス	758	324	431	517	452	752	0	0	460	951	920	454	922	956	900	1,099	816	3,234	7,478	10,712	78.76%
2	A	733	299	417	488	430	480	0	0	483	970	1,075	480	955	975	831	836	768	2,847	7,373	10,220	75.15%
3	B	627	245	367	474	403	640	0	0	495	940	888	475	919	902	881	975	870	2,756	7,345	10,101	74.27%

* 得点率は小数点第3位を四捨五入

第 8 6 号議案

足立区立青井保育園の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区立青井保育園の指定管理者の指定について
足立区立青井保育園の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 施設の名称 足立区立青井保育園
- 2 指定管理者 東京都足立区梅田七丁目 1 9 番 2 3 号
社会福祉法人 からしだね
理事長 春見 静子
- 3 指定の期間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 9 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

保育所の指定管理者を指定する必要があるので、足立区における保育の利用等に関する条例第 2 6 条の規定に基づき、この案を提出いたします。

第 8 6 号 議 案 説 明 資 料

平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日

件 名	足立区立青井保育園の指定管理者の指定について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課
内 容	<p>平成 2 9 年 4 月に指定管理者の指定期間 2 期目となる区立青井保育園の指定管理者候補者について、「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」の答申及び労働条件審査の報告を受け、下記のとおり選定した。ついでには、候補者を指定管理者として指定するため、区議会へ提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 区立青井保育園の指定管理者候補者決定について</p> <p>(1) 提案書の提出事業者 1 事業者</p> <p>(2) 第一次審査対象事業者 1 事業者</p> <p style="padding-left: 2em;">* 基準点を超えた 1 事業者を第二次審査の対象とする。</p> <p>(3) 第二次審査対象事業者 1 事業者</p> <p>(4) 第二次審査プレゼンテーション等参加 1 事業者</p> <p>(5) 労働条件審査対象事業者 第二次審査での第一順位事業者</p> <p>(6) 指定管理者候補者決定は以下の事業者とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">【決定事業者】</p> <p style="padding-left: 4em;">名 称： 社会福祉法人 からしだね</p> <p style="padding-left: 4em;">所 在 地： 東京都足立区梅田七丁目 1 9 番 2 3 号</p> <p style="padding-left: 4em;">理 事 長： 春見 静子</p> <p style="padding-left: 4em;">現在運営施設： うめだ「子供の家」(足立区)</p> <p style="padding-left: 8em;">うめだ・あけぼの学園 (足立区)</p> <p style="padding-left: 4em;">審 査 結 果： 別紙・審査結果表のとおり</p> <p>2 今後のスケジュール予定</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 2 7 年 1 1 月 教育委員会提出</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 2 7 年 1 2 月 議会審査</p> <p style="padding-left: 2em;">平成 2 9 年 4 月 2 期目指定管理者として、青井保育園を引続き運営する</p>
今後の方針	指定管理者候補者として選定した事業者を指定管理者として指定するため、本案議決後、第 4 回足立区議会定例会に提出する。

青井保育園指定管理者審査結果表（第二次審査会対象事業者）

* 第一次審査会 H27.8.28

* 第二次審査会 H27.9.14

評価項目	第一次審査会（書類審査）								第二次審査会（プレゼンテーション等）									総合得点			
	1 事業計画・保育園運営	2 保育サービス	3 職員管理	4 危機管理	5 園児の健康管理	6 経営の安定性	7 区内事業者への割合加算	8 ワークライフバランス割合加算	1 施設運営の取り組み	2 保育・教育の取り組みの考え方	3 園長予定者ヒアリング・園長の適性	4 地域との交流	5 利用者の利便性	6 人材育成・職員の管理	7 施設の管理運営体制	8 運営の安定性	9 既存園の実地調査	第一次審査会得点	第二次審査会得点	総合得点	得点率 (%)
満点	960	400	560	720	560	800			600	1,200	1,200	600	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	4,000	9,600	13,600	100%
1 からしだね	749	342	469	594	419	752	166	66	534	1,063	1,073	494	1,008	998	979	1,159	882	3,557	8,190	11,747	86.38%

* 得点率は小数点第3位を四捨五入

教 育 委 員 会 報 告

平成 27 年 11 月 12 日

件 名	足立区立弘道小学校の学校運営協議会設置校の指定について																								
所管部課名	学校教育部 教育政策課																								
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 並びに足立区学校運営協議会規則第 3 条の規定に基づき、弘道小学校開かれた学校づくり協議会会長、同校校長の連名により、「足立区学校運営協議会設置校指定申請書」が提出された。</p> <p>指定申請書等提出書類の検討並びに協議会会長及び学校長との協議を踏まえ、同校を足立区学校運営協議会規則第 3 条第 1 項に掲げる事項を達成することのできる学校であると判断し、下記のとおり学校運営協議会を置く学校（コミュニティ・スクール）として指定することを決定したので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 指定した学校 足立区立弘道小学校</p> <p>2 指定期間 平成 27 年 12 月 1 日から平成 31 年 11 月 30 日まで（4 年間）</p> <p>3 学校運営協議会委員の任期 平成 27 年 12 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日まで（2 年間）</p> <p>《参考》コミュニティ・スクール（CS）一覧</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">〔学校名〕</th> <th style="text-align: left;">〔指定日〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>栗原北小学校</td><td>平成 24 年 7 月 1 日</td></tr> <tr><td>大谷田小学校</td><td>平成 25 年 2 月 1 日</td></tr> <tr><td>平野小学校</td><td>平成 25 年 3 月 1 日</td></tr> <tr><td>西新井第二小学校</td><td>平成 25 年 5 月 1 日</td></tr> <tr><td>弥生小学校</td><td>平成 25 年 9 月 1 日</td></tr> <tr><td>西新井第一小学校</td><td>平成 26 年 9 月 1 日</td></tr> <tr><td>弘道小学校【新規】</td><td>平成 27 年 12 月 1 日</td></tr> <tr><td>谷中中学校</td><td>平成 19 年 10 月 12 日</td></tr> <tr><td>第四中学校</td><td>平成 23 年 11 月 1 日</td></tr> <tr><td>六月中学校</td><td>平成 24 年 4 月 1 日</td></tr> <tr><td>第五中学校</td><td>平成 25 年 9 月 1 日</td></tr> </tbody> </table>	〔学校名〕	〔指定日〕	栗原北小学校	平成 24 年 7 月 1 日	大谷田小学校	平成 25 年 2 月 1 日	平野小学校	平成 25 年 3 月 1 日	西新井第二小学校	平成 25 年 5 月 1 日	弥生小学校	平成 25 年 9 月 1 日	西新井第一小学校	平成 26 年 9 月 1 日	弘道小学校【新規】	平成 27 年 12 月 1 日	谷中中学校	平成 19 年 10 月 12 日	第四中学校	平成 23 年 11 月 1 日	六月中学校	平成 24 年 4 月 1 日	第五中学校	平成 25 年 9 月 1 日
〔学校名〕	〔指定日〕																								
栗原北小学校	平成 24 年 7 月 1 日																								
大谷田小学校	平成 25 年 2 月 1 日																								
平野小学校	平成 25 年 3 月 1 日																								
西新井第二小学校	平成 25 年 5 月 1 日																								
弥生小学校	平成 25 年 9 月 1 日																								
西新井第一小学校	平成 26 年 9 月 1 日																								
弘道小学校【新規】	平成 27 年 12 月 1 日																								
谷中中学校	平成 19 年 10 月 12 日																								
第四中学校	平成 23 年 11 月 1 日																								
六月中学校	平成 24 年 4 月 1 日																								
第五中学校	平成 25 年 9 月 1 日																								
今後の方針	<p>CS 指定校の活動を支援するとともに、地域・保護者の学校運営への一層の参画を進めるため、コミュニティ・スクールの拡大に向け、各開かれた学校づくり協議会への働きかけに今後とも取り組んでいく。</p>																								

教 育 委 員 会 報 告

平成 27 年 11 月 12 日

件 名	足立区立小・中学校の適正規模・適正配置の進捗状況について																							
所管部課名	学校教育部 学校適正配置担当課																							
内 容	<p>1 鹿浜中学校と第八中学校の適正規模・適正配置実施計画について</p> <p>(1) 統合地域協議会の開催状況</p> <p>①開催日</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <th style="width: 60%;">対象校</th> <th style="width: 40%;">第十三回 (予定)</th> </tr> <tr> <td>鹿浜中学校と第八中学校</td> <td>2/19</td> </tr> </table> <p>②主な協議事項</p> <p>【第十三回統合地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい学校づくりについて ・平成 28 年度開かれた学校づくり協議会について <p>2 上沼田中学校と江北中学校の適正規模・適正配置実施計画について</p> <p>(1) 統合地域協議会の開催状況</p> <p>①開催日</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <th style="width: 50%;">対象校</th> <th style="width: 20%;">第七回</th> <th style="width: 30%;">第八回 (予定)</th> </tr> <tr> <td>上沼田中学校と江北中学校</td> <td>11/5</td> <td>12/7</td> </tr> </table> <p>②主な協議事項</p> <p>【第七回統合地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合新校の新校舎の設計等について <p>【第八回統合地域協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合新校の校章の第一次選考について ・統合新校の校歌について <p>3 平成 28 年度入学者向け説明状況</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <tr> <th style="width: 20%;">日にち</th> <th style="width: 80%;">対象校</th> </tr> <tr> <td>10/15</td> <td>江北中学校</td> </tr> <tr> <td>10/16</td> <td>江北小学校</td> </tr> <tr> <td>10/16</td> <td>高野小学校</td> </tr> <tr> <td>10/17</td> <td>鹿浜中学校と第八中学校 (合同)</td> </tr> <tr> <td>10/17</td> <td>上沼田中学校</td> </tr> </table> <p>・対象校の入学者向け説明会において、統合に向けた情報提供や意見交換を行った。</p>		対象校	第十三回 (予定)	鹿浜中学校と第八中学校	2/19	対象校	第七回	第八回 (予定)	上沼田中学校と江北中学校	11/5	12/7	日にち	対象校	10/15	江北中学校	10/16	江北小学校	10/16	高野小学校	10/17	鹿浜中学校と第八中学校 (合同)	10/17	上沼田中学校
対象校	第十三回 (予定)																							
鹿浜中学校と第八中学校	2/19																							
対象校	第七回	第八回 (予定)																						
上沼田中学校と江北中学校	11/5	12/7																						
日にち	対象校																							
10/15	江北中学校																							
10/16	江北小学校																							
10/16	高野小学校																							
10/17	鹿浜中学校と第八中学校 (合同)																							
10/17	上沼田中学校																							
今後の方針	統合に向けた様々な課題については、統合地域協議会において、具体的な検討を進めていく。																							

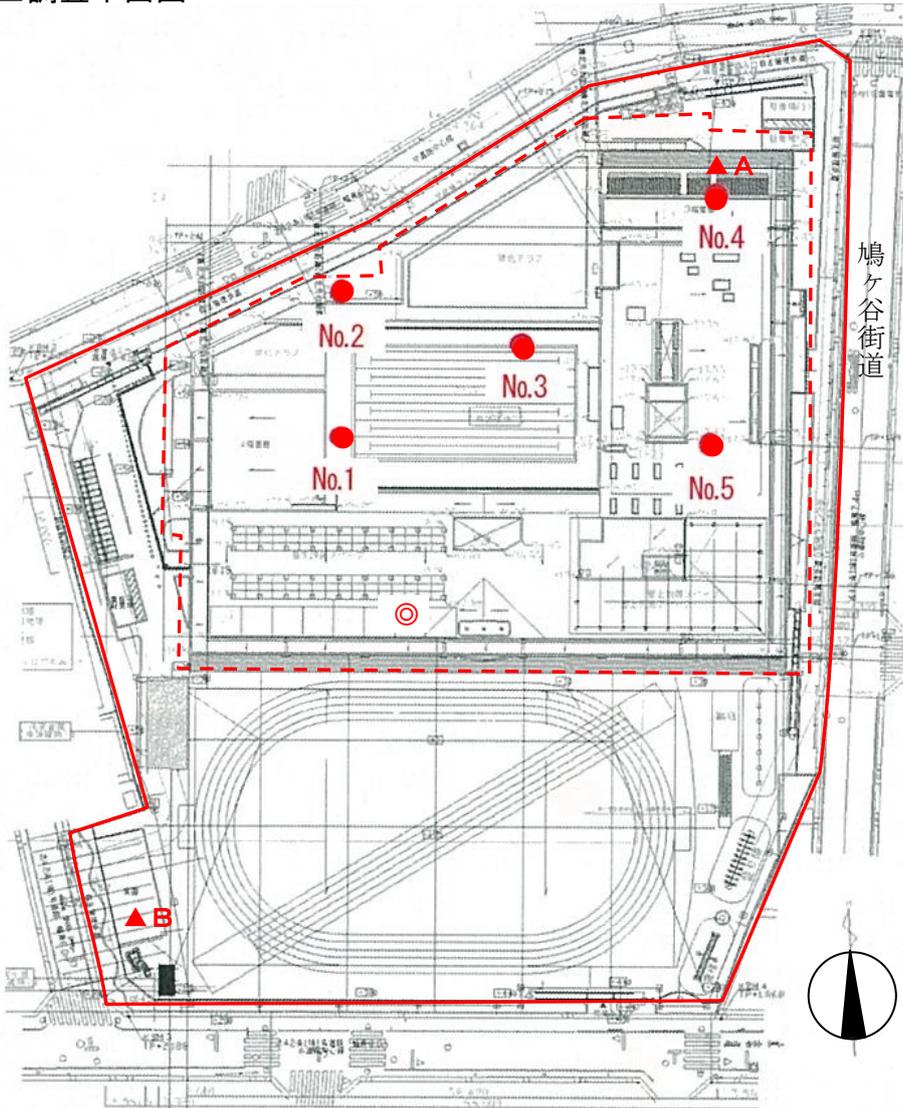
教 育 委 員 会 報 告 資 料

平成 27 年 11 月 12 日

件 名	鹿浜五色桜小学校新築工事における建設発生土の地質調査結果について												
所管部課名	学校教育部 学校施設課												
内 容	<p>平成 27 年 7 月 1 日に着工した「足立区立鹿浜五色桜小学校新築工事」において、建設発生土の搬出に先立ち地質調査を行ったので、下記のとおり調査結果について報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 計画地における過去の有害物質の調査（工事着手前）</p> <p>[根拠] 土壤汚染対策法第 4 条第 1 項による土地の形質変更に関する届出（済） 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 117 条第 1 項による土地利用の履歴等調査届出（済）</p> <p>[経緯] 工事着手前に地質調査〔別紙 1 ◎部〕及び土地の地歴、有害物質の使用状況、過去の地図等を根拠に東京都に届出を行った。</p> <p>[結果] 調査結果により汚染の恐れはない。</p> <p>2 残土条例による調査（工事着手後）〔別紙 1 ●部分〕</p> <p>[根拠] 千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p> <p>[経緯] 当工事で発生する建設発生土を千葉県内の施設に持ち込むにあたり、千葉県の条例で定める環境基準に適合しているか調査を行った。</p> <p>[結果] ヒ素、フッ素を検出</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">検体 対象物質</th> <th>検体 1 深さ 0m～1.5m</th> <th>検体 2 深さ 1.5m～2.6m</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ヒ素</td> <td>0.011</td> <td>0.019</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>フッ素</td> <td>0.46</td> <td>0.83</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 1：環境基準超過物質の土壤溶出量（mg/L）</p> <p>3 自然由来の調査〔別紙 1 ▲部分〕</p> <p>[根拠] 土壤汚染対策法施行規則第 10 条の 2</p> <p>[経緯] 自然由来で存在する物質（ヒ素、カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、フッ素、ホウ素）に関して調査を行った。</p> <p>[結果] ヒ素、六価クロムを検出</p>	検体 対象物質	検体 1 深さ 0m～1.5m	検体 2 深さ 1.5m～2.6m	基準値	ヒ素	0.011	0.019	0.01	フッ素	0.46	0.83	0.8
検体 対象物質	検体 1 深さ 0m～1.5m	検体 2 深さ 1.5m～2.6m	基準値										
ヒ素	0.011	0.019	0.01										
フッ素	0.46	0.83	0.8										

	<p>4 調査結果のまとめ</p> <p>「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」上、当該敷地の土壌について汚染の恐れはなく、適法に届出が終わっている。</p> <p>ただし、建設発生土の受け入れに際し必要となる調査を行ったところ、環境基準を超える物質が検出されたが、環境省の「土壌汚染対策法に基づくガイドライン」により、自然由来である可能性が高いことが確認された。</p> <p>5 対策</p> <p>当工事の建設発生土（約 8,000 m³）は全て、特定の処理施設において適切に処理を行う。また、当該敷地内においては、表層 50 c mの土を全て入れ替え、又は敷地内で封じ込めを実施する。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	

■調査平面図



凡例

- : 工事範囲
- : 根切り範囲
- : 1. 工事着手前の地質調査
(G L ±0m ~ -0.5m)
- : 2. 残土条例による調査
(G L ±0m ~ -2.6m)
- ▲ : 3. 自然由来の調査
(G L ±0m ~ -10.0m)

深度 [m]	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	検体
GL±0.0	●					1
GL-1.5	●	●	●	●	●	
GL-2.6		●	●	●	●	2

残土条例による調査 採取位置断面概要図

【調査内容】

1. 工事着手前の地質調査 : 1 地点において表層及び G L -0.5m の土を分析する。
2. 残土条例による調査 : 掘削深度 (2.6m) まで土壌を掘削し、地表面から 0m ~ 1.5m の土壌から 5 箇所採取し、それらを混ぜ合わせ 1 検体とする。地表面から 1.5m ~ 2.6m においても同様に採取し、計 2 検体を分析する。
3. 自然由来の調査 : 深さ 10m までボーリングを行い、表層及び深さ 10m まで 1m ごとに計 11 検体を 2 地点において採取し分析する。

教 育 委 員 会 報 告

平成 27 年 11 月 12 日

件 名	学校事故報告について（平成 27 年 10 月分）
所管部課名	学校教育部 教育指導室
内 容	<p>1 学校事故状況 管理下 6 件（小学校 3 件、中学校 3 件） 管理外 0 件 合 計 6 件</p> <p>2 事故内容 (1) 交通事故 ア 交差点を通行した際、右折してきた自動車と接触し、転倒した。左足首、左大腿部打撲。（中学校管理下） イ 部活動時、校外でマラソンをしていた際、前方から来た自転車と衝突し、右頬打撲、肘、膝擦過傷。（中学校管理下） ウ 登校時、信号待ちをしていた際、同級生がつついたと勘違いし、これを避けようと歩道を走り出し、通りかかった自転車と接触、転倒し、左耳擦過傷。（小学校管理下）</p> <p>(2) 授業中の傷害、打撲等の事故 ア 体育の授業時、キャッチボールの練習をしていた際、ボールを相手に返そうと振り向いたところ、木の幹に顔面をぶつけ、右頬、右目尻擦過傷。（中学校管理下）</p> <p>(3) 休み時間、放課後、登・下校等部活等における傷害、打撲等の事故 ア 清掃終了後の休み時間、自分の作品を教室後方の壁に掲示するためにロッカーに上がった際、体勢を崩し、3階教室の開いていた窓から校庭に転落し、右側頭部裂傷、右大腿骨幹部骨折。（小学校管理下） イ 放課後、バスケットボールの練習していた際、マンツーマンの相手の児童に靴を踏まれ、転倒し、右手首骨折。（小学校管理下）</p> <p>3 各学校への事故防止の指導 (1) 交通事故防止について 学校管理（内・外）を含めた事故発生状況を踏まえ、児童・生徒に対し正しい交通マナーを具体的に指導するとともに、家庭等へ注意喚起を促し、未然防止に努める。 (2) 休憩時間、放課後等における事故防止について 校舎内外の過ごし方、危険行為の未然防止についての指導を図り、運動器具等の定期的な点検・整備による安全対策の推進を図る。</p>

今後の方針	薄暮時が早い季節となることから、保護者・地域・関係機関との連携の下、児童・生徒の目線による、通学路の危険箇所を再点検し、児童・生徒の安全確保と各種事件・事故の未然防止を図るよう指導を徹底する。
-------	--

学校事故状況

平成27年10月分(児童・生徒)

教育指導室

内 訳	管 理 下			管 理 外		合 計
	幼稚園	小学校	中学校	小学校	中学校	
交 通 事 故	自転車・バイク		1	2		3
	歩行者・キックボード					
授業中の傷害打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫					
	裂傷・打撲・暴行					
	火傷・熱傷					
	歯目鼻耳等の損傷			1		1
	発症・発作・火傷					
休憩時間・放課後・登下校時の傷害打撲等の事故(学校行事含む)	骨折・脱臼・捻挫		2			2
	裂傷・打撲・暴行					
	歯目鼻耳等の損傷					
	発症・発作・火傷					
教師の指導上による傷害・打撲等の事故	骨折・脱臼・捻挫					
	歯目鼻耳等の損傷					
暴力・暴行傷害事件						
家出・外泊・行方不明						
窃盗・万引き・恐喝						
対教師暴力						
火災・火傷・火遊び						
その他・地域での怪我						
死 亡	病 死					
	事 故 死					
合 計			3	3		6

(施設)

区 分	幼稚園	小学校	中学校	内 容
窓ガラス及び施設破損				
不法侵入・盗難				
その他				
合 計	0	0	0	

教 育 委 員 会 報 告

平成 27 年 11 月 12 日

件 名	あだちっ子歯科健診における未通園児等の対応について
所管部課名	子ども家庭部 子ども家庭課
内 容	<p>今年度から、あだちっ子歯科健診として、保育園や幼稚園等への通園の有無にかかわらず、4歳から6歳までの幼児を対象に、年1回、統一した基準で歯科健診を実施している。</p> <p>このうち、区内の保育園や幼稚園等に通園していない幼児を対象とした歯科健診を、以下のとおり実施する。</p> <p>なお、区内の保育園や幼稚園等に通園している幼児は、各園にてあだちっ子歯科健診を実施している。</p> <p>1 対象者 4歳（年少）から6歳（年長）までの幼児のうち、区内の保育園・認定こども園・幼稚園・認証保育所のいずれにも通っていない者（※）</p> <p style="padding-left: 40px;">※ 対象者の見込数：約1,500人 内訳）未通園児 約900人 区外通園児 約600人</p> <p style="padding-left: 40px;">備考：4～6歳児の全数は16,649人 (H27.4.1現在)</p> <p>2 実施時期 平成28年1月5日（火）～30日（土） ※休診日は歯科医院によって異なる。</p> <p>3 実施場所 足立区歯科医師会に所属する歯科医院のうち、6歳未満の診療を実施している歯科医院（約220医院）</p> <p>4 実施方法 対象者（平成27年12月1日現在の数値にて抽出予定）あてに受診票等を12月中旬頃に発送する。対象者が受診を希望する医院に事前予約のうえ、当該医院にて健診を受診する。</p>
今後の方針	対象者への個別通知のほか、あだち広報（12月10日号）及び区ホームページで周知のうえ、健診を実施する。

教 育 委 員 会 報 告

平成 27 年 11 月 12 日

件 名	平成 28 年 4 月開設予定の家庭的保育者（保育ママ）の給食提供の延期について
所 管 部 課 名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課
内 容	<p>平成 28 年 4 月開設予定の家庭的保育者（以下「新規保育ママ」という）の給食提供の延期について、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育ママの給食提供の原則 <p>平成 28 年度から、保育ママが新規開設する場合には、原則として児童福祉法の認可基準に定める施設内調理による給食提供が必須条件となる。</p> <p>ただし、開設中の保育ママについては、経過措置として、平成 31 年度末までに給食提供を行うこととなっている。</p> 2 給食提供実施の時期 <p>新規保育ママの給食提供を 1 年延期し、平成 29 年度から実施することとする。</p> 3 給食提供延期の理由 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子ども家庭部では、本年 7 月から、給食提供の実施に向け、衛生管理やアレルギー対策の基準づくり、食事提供方法等について具体的に検討を始めた。 (2) 給食提供は子どもの健康と生命にかかる重要な事業であることから、その実施に向けては慎重かつ丁寧な対応が必要である。そのため、開設中の保育ママによるモデル事業を実施し、給食提供の安全性を検証することとした。 (3) 平成 28 年 4 月の実施はスケジュール的に困難であると判断し、給食提供の開始時期を 1 年延期することとした。 4 平成 28 年 4 月開設の保育ママの位置付け <ol style="list-style-type: none"> (1) 新規保育ママの給食提供が延期される場合、区の認可ができないため、特例として、開設中の保育ママの保育や設備基準と同じ条件かつ同じ利用方法による「足立区認定保育ママ」に位置付ける。 (2) 運営費や保育料等の取扱いについては、開設中の保育ママと同じ条件とする。 (3) 開設中の保育ママについては、平成 31 年度までに準備が整った保育ママから順次、給食提供を開始する。

5 延期に伴う経費について

新規保育ママを区認定とした場合、国と東京都の負担金がなくなり、東京都の一部補助のみとなる。そのため、下表のA：区認定（給食なし）とB：区認可（給食有）の差額、年間約3,200万円が新たな負担となる。

【利用児童36名（保育ママ15名・定員各2名）で積算】

	A：区認定・給食なし (都補助のみ)	B：区認可・給食有 (国・都負担有)
運営費（公定価格 —利用者負担額）	56,484 千円	68,171 千円
都補助／都負担	5,642 千円	16,307 千円
国負担	0 円	32,614 千円
区負担	50,842 千円	19,250 千円

差額 31,592 千円

問題点
今後の方針

平成29年度実施に向けた具体的で詳細な事業計画、スケジュールを策定する。
また、給食提供のモデル事業や本格的な実施に向け、開設予定者や開設中の保育ママへの説明、保護者への説明を丁寧に行っていく。

教 育 委 員 会 報 告

平成27年11月12日

件 名	平成28年4月開設予定の足立区認定保育ママの決定について
所管部課名	子ども家庭部 子ども・子育て施設課
内 容	<p>平成28年4月開設予定の足立区認定保育ママ（以下「新規保育ママ」という）について以下のとおり決定したので報告する。</p> <p>1 平成28年度新規保育ママの決定について 平成27年11月6日開催の「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会」（以下「審査会」という）において、新規保育ママの認定候補者を選定し、これに基づき別紙2のとおり、平成28年4月開設予定事業者として決定した。</p> <p>2 審査会における選定方法について 給食提供を除く施設基準を満たし、かつ認定試験、保育所等での実習評価等による書類審査、及び審査会における申請者ヒアリングにより、各項目が概ね7割以上の得点を得た者を、新規保育ママとした。 なお、平成29年度からは、給食提供が認可の条件となる。</p>
今後の方針	平成28年度保育施設の利用申込に向け、新規保育ママについて「保育施設利用申込案内」への名簿の挟み込み、区ホームページへの掲載、保育コンシェルジュによる説明等により周知を図っていく。

平成28年4月開設予定保育ママ

NO	氏名	開設場所
1	石井 明子	興野一丁目
2	太田 佐知子	花畑三丁目
3	小川 奈津江	加賀二丁目
4	門 麻美	六月二丁目
5	久保田 直美	千住仲町
6	小暮 知子	鹿浜六丁目
7	小林 春香	保木間一丁目
8	齋藤 江利子	東綾瀬五丁目
9	斉藤 泰江	江北三丁目
10	佐藤 志信	南花畑二丁目
11	鈴木 幸子	綾瀬七丁目
12	鈴木 晴美	江北七丁目
13	富田 恵子	保木間一丁目
14	松本 洋好	千住曙町
15	山岸 香織	古千谷本町一丁目

教 育 委 員 会 報 告

平成27年11月12日

件 名	切れ目のない産前産後支援事業の充実について（あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト「A-SMAP」）
所管部課名	衛生部 足立保健所保健予防課、子ども家庭部 こども支援担当課
内 容	<p>「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト」（A-SMAP）として、以下のとおり各事業の充実を検討する。また、子ども家庭部との連携により、妊娠期から切れ目のない支援を行うためのしくみづくりを構築していく。</p> <p>「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト」（A-SMAP） 妊娠期から産前産後期の母子保健の充実を図り、育児困難や生活困窮を未然に防ぎ、健やかな親子の成長を支える仕組みを総称して「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト」（A-SMAP）と呼ぶ。全体イメージは「別紙3」を参照。 具体的な検討内容については以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支援計画の作成 妊娠届出時のアンケート等の内容から支援を要する妊婦を把握し、具体的な支援策を盛り込んだ「支援計画」を作成し、関係機関と連携、協力するための基盤とする。 2 こんにちは赤ちゃん訪問事業の充実 赤ちゃん訪問時に、支援が必要と判断された家庭に対して、助産師による複数回の訪問を実施することによる継続的な支援 3 乳幼児健診未受診者への勧奨強化 3～4か月健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の未受診者に対しては、電話や手紙で勧奨等を行い、状況確認できないものに訪問を行っている。このうち、緊急性の高い3～4か月児健診以外の幼児健診の未受診者に対する委託による訪問勧奨を実施 4 妊婦健康診査事業 多胎児の妊婦に対する、妊婦健康診査の費用助成 5 予防接種事業 出産による里帰り中に乳幼児の定期予防接種を行った場合に、接種費用助成

	<p>6 きかせて子育て訪問事業 【こども支援担当課所管】</p> <p>児童虐待の未然防止を目的に、出産や育児に不安のある孤立した親にボランティアを派遣し、傾聴等を行う家庭訪問事業を行う。</p> <p>(1) 対象者 妊婦と小学校入学前までの子育てをしている保護者</p> <p>(2) 支援内容 研修を受けたボランティアが訪問し、傾聴等を行う。</p> <p>(3) 事業形態 事業者がボランティアを募り、希望する対象者とのコーディネート、支援評価等を行う。</p>
<p>今後の方針</p>	<p>きかせて子育て訪問事業については、平成27年度12月補正予算の計上を予定している。</p> <p>妊娠届出時や赤ちゃん訪問事業等を契機として、切れ目ない支援を行うとともに、児童虐待や疾病の恐れがある場合は、速やかに専門相談につなぐなど、関係機関と連携しながら事業展開をしていく。</p>

母子保健コーディネーターが妊娠期から切れ目ない支援を実現し、母子ともに健やかに笑顔で暮らせるあだちを目指す

気づく

妊娠届出書の内容等から支援を要する妊婦を把握

気づきのしくみづくり

- ・母子保健コーディネーターや地区担当保健師が妊娠届出時の届出内容を確認し、妊娠中の身体管理や出産、産後の育児困難、生活困難が予想される妊婦を把握する。
- ・医療機関が身体管理や育児困難、生活困難が予想される妊婦を診察した際に、保健総合センターに情報提供してもらう仕組みを構築する。

相談・支援

面接・訪問を実施し、個別の状況に合わせた、支援計画を作成

支援レベルの確認及び支援

- A: 妊娠届出内容で状況確認 → 継続支援必要なしと判断
 - B: 電話等での状況確認 → 継続支援必要なしと判断
 - C: 電話及び訪問での状況確認 → 継続支援必要ありと判断 → 支援計画作成 *
 - D: 妊娠届出内容で特定妊婦を把握 → 継続支援が必要と判断 → 支援計画作成 *
- * CとDの対象者には、支援計画に基づく訪問等の支援を実施

つなぐ

支援計画に基づき、関係機関と連携協力し、早期に適切な対応

連携体制の構築

- ・こども支援担当課、こども支援センターげんき、福祉事務所、就労支援課、医療機関、保育施設や子育て支援NPO等の関係機関と連携した早期の対応で、育児困難状態を未然に防ぐ。

【連携事例】

- こども支援担当課、こども支援センターげんきと支援対象者の情報共有
- 福祉事務所に保護申請の同行
- あだち子育て応援隊事業等の紹介
- 保育施設入所手続き説明
- 医療機関とのカンファレンス など

支える・見守る

保健師等が、母子保健事業の様々な機会を捉え、支援対象者の育児や生活状況を確認し、支援・見守りを継続

支援状況の確認

- ・保健師等が母親・両親学級、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診、健やか親子相談などの機会を捉えて、支援対象妊産婦やその子どもの育児や生活状況を確認し、支援・見守りを継続する。
- ・新たに支援が必要な妊産婦や子どもを早期に把握し、関係機関と連携して、支援を実施する。

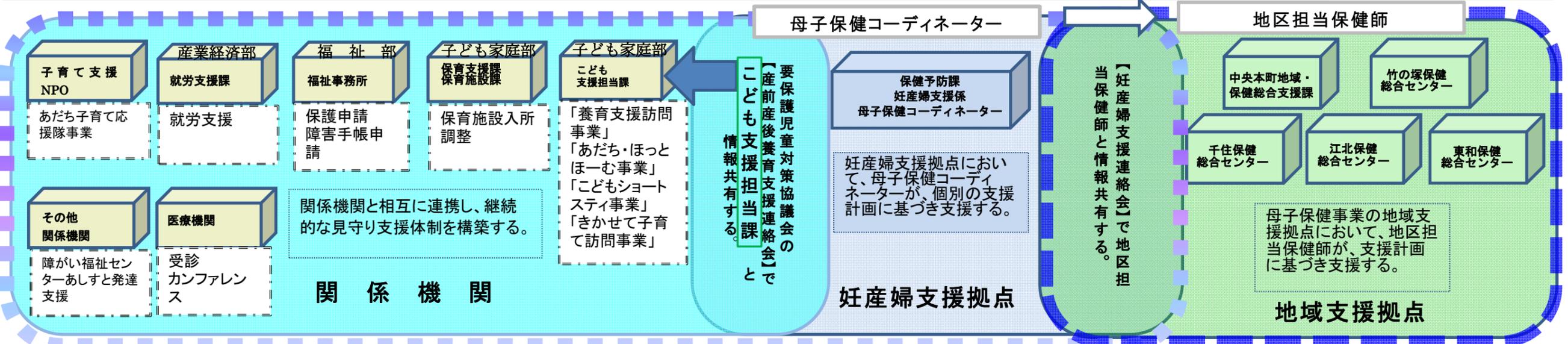
母子保健コーディネーター、地区担当保健師及び関係機関等が様々な機会に、支援対象者と顔を合わせて声をかけ、必要な時にいつでも支援できるネットワークを構築

妊娠中

出産後

母子保健コーディネーターを中心に支援を実施

地区担当保健師へ支援を引き継ぐ



教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成 28 年 11 月 12 日

件 名	公募型プロポーザル方式による学校管理委託業務の業者選定について
所管部課名	学校教育部 教育政策課
内 容	<p>1 業務名 学校管理委託業務</p> <p>2 業務内容 学校施設の環境整備・管理・修繕業務、その他校務・庶務的業務</p> <p>3 履行期間 平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月まで</p> <p>4 選考委員会 教育長、民間企業管理職（1 名）、PTA 代表（小・中より各 1 名）、校長会代表（小・中より各 1 名）、部内管理職（3 名）の計 9 名。</p> <p>5 履行場所 小学校 27 校、中学校 14 校の計 41 校、7 契約</p> <p>6 公募開始予定日 平成 28 年 10 月 28 日（区ホームページ）</p> <p>7 提案書の特定結果公表予定日 平成 28 年 1 月中旬（区ホームページ）</p>
今後の方針	

教育委員会情報連絡

平成27年11月12日

件名	「足立オールおいしい給食ウィーク」の実施について
所管部課名	学校教育部 おいしい給食担当課
内容	<p>下記のとおり、「足立オールおいしい給食ウィーク」を実施する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施内容 第7回給食メニューコンクールにおいて、区長賞を受賞した下記のメニューを全校で給食として提供する。</p> <p>2 実施日 平成27年12月7日（月）～11日（金）の5日間のうち1日。</p> <p>3 メニュー名 (1) 小学校【区長賞：本木小学校2年生 北澤 ひなたさん】 ・こまつなのキーマカレー (2) 中学校【区長賞：第六中学校2年生 瀬田 桜子さん】 ・小松菜とベーコンとしめじのクリームパスタ ・小松菜のイタリアンおひたし ・小松菜とバナナのしっとりケーキ</p>
今後の方針	

教育委員会情報連絡

平成27年11月12日

件名	ビューティフル・スクール運動について
所管部課名	学校教育部 教育指導室
内容	<p>11月より、新規に実施するビューティフル・スクール運動（BS運動）について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 BS運動のねらい 児童・生徒が学校のよいところを見つめなおし、「学校のよいところ今年度のベスト3」を報告し、認証されることで、自らの学校を愛する心情を高める。</p> <p>2 BS運動のコンセプト (1) 児童・生徒が自校のよいところを見つめなおす機会とする。 (2) 各校の特色やがんばっていることを、認知・周知する機会とする。 (3) 報告のあった活動については、原則としてすべて認証する。 (4) 特筆した活動については、教育長・学校教育部長・教育政策課長・教育指導室長が特別認証を行うとともに、教育だより等で紹介する。</p> <p>3 BS運動の流れ (1) BS活動（特色のある活動）について、11～12月中に趣旨や取り組み方についてリーフレット等で児童・生徒に周知を図る。 (2) 各学校が12月までに実施した活動の中で、紹介したい「学校のよいところ今年度のベスト3」を報告書で申告する。 (3) 原則として報告のあったすべての学校の活動を認証する。 (4) 特筆すべき活動については、教育長・学校教育部長・教育政策課長・教育指導室長が特別認証を行う。 (5) 特別表彰の副賞等については、検討中である。</p> <p>4 認証対象事例（子どもたちの活動が見えるもの） (1) 地域の方と連携した清掃活動 (2) いつも元気にあいさつ (3) こんなすごい子いるよ (4) ダンス集会10周年 (5) ○○に挑戦しました。 (6) みんなで、○○を達成しました。</p>

	<p>5 今後の予定</p> <p>(1) 11～12月中に、各校周知（リーフレット配布） ※リーフレットは、シティープロモーション課に作成依頼</p> <p>(2) 1月に、「BS報告」の提出及び選考</p> <p>(3) 2月～3月に各学校において認証書の授与</p>
<p>今後の方針</p>	<p>BS運動で認証された活動については、学校データブック等に掲載することで、各学校の取組の周知を図る。</p> <p>特別認証を受けた活動については、教育だより等で、紹介をする。</p>

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

平成27年11月12日

件 名	平成28・29年度 青少年委員の推薦について
所管部課名	子ども家庭部 青少年課
内 容	<p>足立区青少年委員選出要綱に基づき、任期満了となる青少年委員の推薦を11月2日（月）に書記局である区民事務所長連絡会を通じて、各青少年対策地区委員会会長あて依頼した。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各青少年対策地区委員会で選出を検討 ・被推薦人数：105名 ・推薦締切日：平成28年2月12日（金） ・委 嘱 式：平成28年4月 2日（土） 庁舎ホール 出席予定者：教育長、子ども家庭部長、青少年課長 ・案件提出：平成28年3月31日（木）臨時教育委員会
今後の方針	推薦締切後、議案として教育委員会へ提出し、委嘱の承認後、選出要綱に基づき、各委員候補者あて委嘱式の案内通知を発送する。

青少年課 事業実施報告（10月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習 センター他	延べ 90人
	毎週水・日曜日（9回）	東京未来大 福祉保育専門学校	27人
東京藝術大学連携 音楽教育支援活動	2日（金）…中川小・8日（木）…東加平小 13日（火）…東綾瀬小、北三谷小 14日（水）…弘道小・15日（木）…舎人第一小 16日（金）…桜花小、花畑西小、竹の塚小 21日（水）…青井小、22日（木）…弘道第一小 23日（金）…中川北小、入谷中 30日（金）…平野小		合計 4,711人
足立凧まつり	3日（土）	荒川河川敷虹の広場	2,700人
星空くらぶ	4日（日）	ギャラクシティ	15人
ジュニアリーダー スーパー研修会	4日（日）	ギャラクシティ	29人
	25日（日）		24人
Gユニ定例会	5日（月）	ギャラクシティ	6人
	11日（日）		6人
キャンプの達人になろう	12日（月）	宮城ゆうゆう公園	20人
成人の日の集い 実行委員会（第10・11回）	14・28日（水）	本庁舎	計12人
紙芝居講座	20日（火）	ギャラクシティ	10人
帝京科学大学連携 ふれあい動物教室	15日（木）	北三谷小	52人
	26日（月）	足立入谷小	59人
星空くらぶ プラネタリウム投影	25日（日）	ギャラクシティ	200人
科学ボランティア講座	31日（土）	ギャラクシティ	10人
星空観察ボランティア講座	31日（土）	ギャラクシティ	10人

青少年課 事業実施予定（11月）

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習センター他	延べ 90人
	毎週水・日曜日（9回）	東京未来大福祉保育専門学校	27人
東京藝術大学連携 音楽教育支援活動	6日（金）	島根小学校	271人
	7日（土）	蒲原中学校	185人
	10日（火）	千寿第八小学校	22人
	14日（土）	加平小学校	399人
	20日（金）	千寿第八小学校	22人
	21日（土）	足立入谷小学校 千寿第八小学校	155人 22人
星空くらぶ	8日（日）	ギャラクシティ	15人
ジュニアリーダー スーパー研修会	8日（日）	ギャラクシティ	各30人
	29日（日）		
帝京科学大学連携 ふれあい動物教室	9日（月）	弥生小学校	97人
	26日（木）	千寿小学校	87人
成人の日の集い 実行委員会（第12・13回）	11・25日（水）	本庁舎	計14人
あだち日曜教室	15日（日）	ギャラクシティ	45人
親子体験キャンプ	15日（日）	都立舎人公園 キャンプ場	50人
Gユニ定例会	15日（日）	ギャラクシティ	10人
	23日（月）		10人
紙芝居講座	17日（火）	ギャラクシティ	10人
青少年問題協議会 意見交換会	25日（水）	ギャラクシティ	30人
帝京科学大学連携 体験！1日大学生	28日（土）	帝京科学大学	350人
科学ボランティア講座	28日（土）	ギャラクシティ	10人
星空観察ボランティア講座	28日（土）	ギャラクシティ	10人
星空くらぶ プラネタリウム投影	29日（日）	ギャラクシティ	200人

行事实施結果（10月1日～10月31日）

公益財団法人 足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加人数 【定員】
10/11(日)	足立ジュニア吹奏楽団 あだちブラスバンドフェスティバル 2015 出演	12:00～12:15 14:00～14:15	西新井文化ホール	共催	1840名
10/12(月)	足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 第68回あだち区民体育大会総合開会式 スポーツカーニバル	9:00～10:00 11:00～11:30	総合スポーツセンター	共催	635名 3260名
10/13(火)	放課後子ども教室スタッフ研修Cコース 「知っておきたい放課後の危機管理」	10:00～12:00	庁舎ホール	主催	172名
10/14(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	13:30～15:00	桜花小学校	共催	11名
10/19(月)	ふれあいコンサート in うめだ・あけぼの学園 ※事前アウトリーチ(6クラス)	13:15～14:00	うめだ・あけぼの学園	主催	80名
10/21(水)	おりがみサポーターフォロー教室	10:00～11:30	生涯学習センター	主催	13名
10/21(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14:40～16:30	鹿浜第一小学校	共催	14名
10/21(水)	コンサート in ミュージアム 2015 秋の宵コンサート in 六町ミュージアム	17:30～18:45	六町ミュージアム・フ ローラ	主催	62名
10/24(土)	キッズなわとびリーダー講習会 ～跳び方、まわし方のコツが学べます～	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	22名
10/27(火)	小学校アウトリーチコンサート	9:35～10:20 10:40～11:25	西新井第二小学校	主催	59名
10/27(火)	ふれあいコンサート in うめだ・あけぼの学園	13:00～13:30	うめだ・あけぼの学園	主催	80名
10/31(土)	足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 東京ドームシティ・ハロウィンキッズパ レード 2015	11:00～12:00 14:00～15:00	東京ドームシティ アトラクション内	共催	2000名

行事实施予定（11月1日～11月30日）

公益財団 法人足立区生涯学習振興公社

日時	行事名	時間	会場	主催別	参加予定人数 【定員】
11/3(火)	高齢者指導のための指導者講習会 ～現場でいかせる運動機能向上の プログラムづくり～	10:00～15:00	生涯学習センター	主催	30名
11/3(火)	歓喜の演 Vol.14 狂言 ～遊びをせんとやPart8～	14:00～16:00	ギャラクシテイ 西新井文化ホール	共催	900名
11/4(水)	小学校アウトリーチコンサート	9:30～10:15 10:35～11:20	西保木間小学校	主催	50名
10/7～11/4 毎(水) 計5回	あだちこどもサポーター養成講座 「子どもと遊ぶおりがみ教室 第8期」	10:00～11:30 ※10/25は放課後 子ども教室時間 内	生涯学習センター ※10/25は花畑第一 小学校・東加平小学校	主催	24名
11/4(水)	ふれあいコンサート 綾瀬なないろ園 第2回 企画リーダー会議	13:30～14:30	社会福祉法人 あだちの里 綾瀬なないろ園	主催	8名
11/11(水)	ふれあいコンサート 綾瀬なないろ園 第3回 企画リーダー会議	13:30～14:30	社会福祉法人 あだちの里 綾瀬なないろ園	主催	8名
11/15(日)	ドンドコ♪フェスティバル	14:30～15:30	都市農業公園 芝生広場	主催	200名
11/18(水)	ふれあいコンサート 綾瀬なないろ園 事前アウトリーチ 第4回 企画リーダー会議	13:30～14:30	社会福祉法人 あだちの里 綾瀬なないろ園	主催	68名
11/18(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	13:30～15:00	桜花小学校	共催	18名
11/19(木)	放送大学連携講座「選択の心理学」	10:00～12:00	生涯学習センター	主催	40名
A11/22(日) B11/22(日) C11/30(月)	指導者講習会 ～運動能力を伸ばす運動あそびプログ ラム～ A・認知機能向上コース B・調整力向上コース C・加速度向上コース	A・10:00～12:00 B・13:00～15:00 C・19:00～21:00	生涯学習センター	主催	各40名

日 時	行 事 名	時 間	会 場	主催 別	参加予定人数 【定員】
11/25(水)	日本将棋連盟連携事業「将棋塾」	14：40～16：30	鹿浜第一小学校	共催	16名
11/27(金)	ふれあいコンサート 綾瀬なないろ園	14：00～15：00	社会福祉法人 あだちの里 綾瀬なないろ園	主催	60名
11/29(日)	コンサート in ミュージアム 2015 よみがえる昭和の暮らしと「無声映画の 世界」	14：00～15：30	昭和の家	主催	50名